

運營業務に関する要求水準書（案）

目 次

・ 総則	1
・ 施設運營業務	2
・ 喫茶等運營業務.....	3

・ 総則

項 目	内 容
運営業務	
1 業務の目的	<p>利用しやすい施設運営及び施設利用者へのソフト面の支援の充実を目指し、施設利用者のニーズに即した公共サービスを提供するものとする。</p>
2 業務の実施の考え方	<p>業務の実施に当たっては、次項で定める業務について、事業期間を通じて次のことに考慮した運営業務計画書（以下「計画書」という。）を作成し、実施する。</p>
3 業務の対象	<p>次の業務ごとに区分し、この要求水準書に定めるとおりとする。</p>
	<p>(1)施設運営業務 (2)喫茶等運営業務</p>
4 施設利用時間	<p>施設利用時間は、ゾーン/スペース毎に異なる。詳細は、入札公告時に明らかにする予定である。</p>
	<p>なお、現状、概ね以下の通り想定している。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・執務スペース等：平日 8：00～21：00 頃（残業等による超過利用あり） ・中央児童相談所、女性相談所等の一部：24 時間
5 人員配置等	<p>事業者は、業務の実施に当たり、少なくとも 1 名の人員を常時配置し、配置した人員については施設管理担当者に届け出ること。</p>
	<p>運営業務責任者を配置し、かつ、日常の庶務的な事務処理に必要な事務員を配置すること。</p>
	<p>運営業務責任者は、運営業務を総合的に把握し調整を行う。</p>
6 業務報告書	<p>運営業務責任者は、毎年度、業務終了後計画書に定める様式に記入し、速やかに施設管理担当者に報告する。</p>
7 業務完了届	<p>事業者は、各事業年度の 4 月から 9 月まで、10 月から 3 月までの各期間終了後、業務完了届を速やかに県に提出する。（10 月から 3 月までの期間に係る届出については、6 の報告と併せて行う。）</p>
	<p>なお、この完了届は、維持管理業務完了届と併記することも可。</p>

・施設運営業務

項 目	内 容
1 業務の実施	<p>(1)総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、施設運営業務年間計画書を作成し、実施する。</p> <p>(2)実施業務の結果を記録する。</p> <p>(3)運営業務責任者は、施設運営業務の結果を、年1回施設管理担当者に報告する。</p>
2 業務の範囲	<p>本件施設の運営に係る次の(1)、(2)の内容を施設運営業務の範囲とする。</p> <p>(1)会議室等の管理</p> <p>(2)その他施設運営上必要な事務</p>
3 要求水準 (1)会議室等の管理	<p>会議室等の使用申込の受付を行い、それを管理すること。 会議室等の管理については、記録台帳等に記録すること。</p>
(2)その他施設運営上必要な事務	<p>物品（新聞、宅配便等）の受付及び取り次ぎを行うこと。 施設使用整理簿を作成し、5年間保管すること。 本件施設の維持管理及び運営に係る経理事務を行い、必要な帳簿等を備えておくこと。 水光熱費等の精算に伴う事務手続きを行うこと。 災害や事故発生などの非常時・緊急時の体制を整えること。 施設に入居する岡山県及び関係機関との連絡調整を行うこと。</p> <p>喫茶等運営業務については、 。喫茶等運営業務を参照すること。</p>

・喫茶等運営業務

項目	内容
1 業務の実施	<p>(1)総則で定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、喫茶等運営業務年間計画書を作成し、実施する。</p> <p>(2)実施業務の結果を記録する。</p> <p>(3)運営業務責任者は、喫茶等運営業務の結果を、年1回施設管理担当者に報告する。</p>
2 業務の範囲	<p>新会館（旧本館）に予定しているリフレッシュゾーンにおける喫茶等の運営を業務の範囲とする。</p>
3 要求水準	<p>(1)新会館及び文書館の利用者や職員の利用を想定し、飲み物、軽食等を提供すること。</p> <p>(2)提供する飲み物、軽食等の内容や提供方法（自販機の設置も含む）は、事業者の創意工夫により設定すること。</p> <p>(3)運営開始後、喫茶等利用者の要望をアンケート等で調査し、随時提供内容や提供方法の見直しを行うこと。</p> <p>(4)多くの障害者の利用が想定されるので、施設面に加え運営面でも障害者等に十分な配慮を行うこと。</p> <p>(5)衛生面には十分な配慮を行うこと。</p> <p>(6)事業者は、喫茶等運営業務の営業収益をもって運営に当たること。</p> <p>(7)喫茶等運営業務に伴って発生する廃棄物処理費や消耗品費用は事業者の負担とする。</p> <p>(8)営業時間は事業者が設定する。設定に当たっては、新会館及び文書館の利用者や職員が平日昼食時の利用が可能ないように配慮すること。</p>